

R2 司法試験 民法

〔設問 1〕

「複数挙げ」＝2～3 個

まずは成立しなそうなものも含めて全て挙げてみる（答案に書くかは別）

→大体 5～6 個でてくると思うので、そこから認められそうなもの・分量が書けそうなものに絞れば 2～3 個になるはず。今回考え得るのは①代金減額請求構成と、②損害賠償＋相殺構成

①代金減額請求構成

債権譲渡の対抗要件具備の話はどこで書くか？

→抗弁（あくまで代金減額請求等は A に対する事情であって、C には対抗できないのではないかという形）で書くのが良いだろう

代金減額請求（563 条 1 項）の要件

3 項の帰責事由を要件に入れるかは主張立証形式にどこまでこだわるかの問題なので、書き忘れなければどちらでもよい

代金減額請求は形成権＝代金減額請求の主張をしたことも要件として挙げる

契約不適合は、種類・品質・数量のいずれを問題にしているのかを強調しておく

催告から相当期間＝実務上は 10 日～2 週間程度。答案上も 1 週間くらいしかとられていなければ論点化する

468 条 1 項「譲渡人に対して生じた事由」

抗弁それ自体か、抗弁の発生原因・抗弁発生の法的基礎（判例）のいずれかで対立あり
判例に従わない場合にはそれなりの理由付けが必要

対抗要件具備時＝令和 2 年 7 月 30 日

抗弁発生 of 基礎＝基礎となる契約の締結時なので、契約①締結時＝令和 2 年 5 月 20 日

→対抗要件具備より契約①締結が先だから B から C に対抗可

②損害賠償構成

415 条 1 項の損害

点検費用は損害といえるか微妙。工事費用は目的物の瑕疵を補うために生じたものであるから損害に含まれる

相殺（505 条）の要件

全部事細かに挙げる必要はなく、適宜必要なところだけをピックアップすれば OK

468 条 2 項 1 号

債権取得自体は引渡時だが、原因は契約①締結時までさかのぼることができる

〔設問 2 (1)〕

213 条 1 項の検討→無償の通行地役権が認められなかった場合に、210 条 1 項の検討をすることになる

a 部分

A と D の関係では 213 条 1 項により無償の通行地役権が成立

では、A から甲土地の譲渡を受けた B も、上記通行地役権を D に対抗できるのか？

→ (判例) 通行権は残余地自体に課された負担として、袋地が譲渡された場合にも残る

=B も D に対抗可能

c 部分

213 条 1 項の地役権は認められないから、210 条 1 項・211 条 1 項の検討

- ・鉄道駅から徒歩圏内=徒歩で足る
- ・よそで駐車場を借りれば良い
- ・自家用車なしでも B は今まで生活できていた
- ・自動車の幅に対して道幅が広すぎる

→必要性・最小限度性なし

〔設問 2 (2)〕

④の主張：

- ・地役権設定契約 (280 条) は、あくまで地役権者が他の土地を自己の便益に供する権利を得るだけのもの。地役権設定者は土地を使用収益させるべき債務を負うわけではないから、同契約は債務を生じさせるものではないと捉える
- ・解除の制度趣旨は当事者をその債務の負担から解放することにある

⑤の主張：

- ・地役権設定者が地役権者による利用を妨げてはいけない以上、債務がないとはいえない。地役権設定契約は、物権契約として通行する権利と債権契約として毎年 2 万円の支払いが一体となったものとする (＝双務契約に近いものとみる or 片務契約が 2 つとみる)
- ・債務不履行解除は債権者の利益が害されたから解除できるという制度であると捉える→

債務なしだから解除できないというのは本末転倒として、契約解除を認める
契約の範囲を広く捉えると、いずれかの契約について債務不履行があれば片務契約 2 つでも解除可能

〔設問 3〕

B が G に請求できるのか？

G は E を相続した

= 丁土地の登記名義自体は E か G か不明だが、所有権者は G。F は相続放棄済み

→ G を相手方とすべきと判断

B の G に対する、契約③に基づく所有権移転登記手続請求

契約③は E による無権代理行為（113 条 1 項）

表見代理（110 条の趣旨を類推適用）成立の可能性？

→ EF は夫婦であるから、日常家事に関する代理権を 110 条の基本代理権と見れないか

- ・ 土地売買は非日常的な不動産取引
- ・ 売却価格も 2000 万円 = 多額だから配偶者が代理で売るとは考えにくい

⇔

- ・ 長期入院中で医療費必要
- ・ 事実上 E の財産は F が管理していた

110 条の趣旨の類推適用不可とした場合でも G が E から相続した本人たる地位に基づき、追認を拒絶することができるか検討

資格融合説と併存説

信義則説等この辺りは教科書そのまま

本件では丁土地の売買残代金は支払い済であるから、同時履行の抗弁の主張はできないことも指摘する

以上